

各 位

会 社 名 スタイライフ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 藤田 雅章  
( J A S D A Q ・ コード 3037 )  
問 合 せ 先 経営管理部副部長 杉田 克也  
( T E L : 03-5785-7001 )

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日に、第 13 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び当社の普通株式を所有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を招集し、本定時株主総会に第 1 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」、第 2 号議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」及び第 3 号議案「全部取得条項付普通株式の取得の件」をそれぞれ付議し、本種類株主総会に議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」を付議することを決議し、本定時株主総会において、第 1 号議案ないし第 3 号議案が全て原案どおり承認可決され、かつ本種類株主総会において、議案が承認可決されることを条件として、定款の一部変更により当社普通株式を全部取得条項付普通株式に変更のうえ、これを全て取得することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の普通株式は、上記手続の過程において、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の J A S D A Q 市場における有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これらの事由により、当社の普通株式は、平成 25 年 6 月 27 日から平成 25 年 7 月 28 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 25 年 7 月 29 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を証券取引所 J A S D A Q グロース市場（以下「J A S D A Q 市場」といいます。）において取引することはできませんので、ご留意下さいますようお願いいたします。

### 記

#### ・ 当社の定款の一部変更について

当社は、平成 25 年 6 月 27 日に、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催し、次のとおり議案を付議して、当社定款の一部変更を行います。

#### 1. 本定時株主総会第 1 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」

##### ( 1 ) 変更の理由

平成 25 年 3 月 22 日付当社プレスリリース「楽天株式会社による当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」及び「親会社、その他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、楽天株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、平成 25 年 2 月 5 日から平成 25 年 3 月 21 日まで、当社の普通株式及び新株予約権に対して行った公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により、公開買付者は、平成 25 年 3 月 28 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社普通株式 20,383 株（平成 25 年 3 月 31 日現在における当社の総株主の議決権の数に対する割合は 94.88%）を所有するに至りました。

平成 25 年 2 月 4 日付公開買付者のプレスリリース「スタイライフ株式会社株券等に対する公開買付けの開始について」において公表されておりますとおり、公開買付者及び当社は、両社におけるさらなる企業価値向上のためには、意思決定の迅速性及び戦略決定の機動性・柔軟性を一層高め、外部環

境の変化やグループ全体・各社の課題にタイムリーに対応できる経営体制を構築すること、公開買付者の強みである、『楽天市場』をプラットフォームとした各事業の連携力をこれまで以上に発揮させ、また、取扱商品の拡充や顧客層の補完等を通じ、各商材及びサービスをシームレスかつタイムリーに提供するグループ連携体制を確固たるものにする、管理部門等を集約することでコスト構造の改善・経営の効率化を図ること、等の施策を実現する必要がある、そのためには当社が公開買付者の完全子会社となる必要との判断に至ったことから、公開買付者は、当社を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施いたしました。また、公開買付者は、かかる目的を達成するために、当社の定款の一部変更等を含む一連の手續（以下「本非公開化手續」といい、本公開買付け及びその後の本非公開化手續を総称して、以下「本取引」といいます。）を行うことを企図しています。

当社といたしましても、平成 25 年 2 月 4 日付当社プレスリリース「楽天株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社及び公開買付者から独立したフィナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社及びリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所による助言を受けつつ、独立した第三者委員会の答申内容、独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社から取得した当社株式価値に関する株式価値算定書の内容等を踏まえ、本取引及び本公開買付価格（本公開買付けにおける当社の普通株式の 1 株当たりの買付け等の価格をいいます。以下同じです。）その他の本公開買付けの諸条件の妥当性について慎重に協議・検討した結果、本取引により公開買付者と当社それぞれにおける企業価値向上が可能となるとともに、本公開買付価格及び本公開買付けに係る諸条件は株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであるとの判断に至りました。

このため、当社は、公開買付者の要請に基づき、本定時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、以下の方法により、本非公開化手續を実施することといたしたいと存じます（以下の から までを総称して、以下「本定款一部変更等」といいます。）。

当社の定款の一部を変更して、当社において、従前の普通株式に加えて、下記（ 2 ）記載の定款変更案第 5 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定款変更を行うことにより、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）とします。

上記 による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に掲げられた事項についての定款の定めをいいます。以下同じです。）を付加する旨の定款変更を行います（全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。

なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 0.000885 株の割合をもって交付する旨の定めを設けます。

会社法第 171 条第 1 項並びに上記 及び による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様（以下「本件株主様」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 0.000885 株の割合をもって交付いたします。なお、公開買付者以外の本件株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

上記 の手續の完了により、公開買付者のみが当社の株主となる予定です。

本議案は、本定款一部変更等の一連の手續のうち を実施するものであります。具体的には、会社法上、全部取得条項の付加された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号、第 111 条第 2 項）、上記 は、当社普通株式に全

部取得条項を付加する旨の定款変更である上記を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、当社の定款の一部を変更して、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式として、本議案においては、以下の定款変更案に定める内容のA種種類株式を設けるとともに、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本定時株主総会において本議案が原案どおり承認可決された時点でその効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、69,520株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式の種類および総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、69,520株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は69,520株、第5条の2に定める株式(以下「A種種類株式」という。)の発行可能種類株式総数は20株とする。</p> <p>(A種種類株式)</p> <p>第5条の2 当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下「A種株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき1円(以下「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</p> <p>第3章 株主総会 (種類株主総会)</p> <p>第15条の2 第11条、第12条、第14条および第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>

	<u>第 13 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>第 13 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>
--	--

2. 本定時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」

(1) 変更の理由

本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうち を実施するものであります。すなわち、本定時株主総会第 1 号議案による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付加してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、本定時株主総会第 1 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」における定款変更に基づき新たに発行することが可能となる A 種種類株式を 0.000885 株の割合をもって交付する旨の定款変更を行うものであります。

具体的には、本定時株主総会第 1 号議案による変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定めとして、追加変更案第 5 条の 3 を新設するものであります。本議案が本定時株主総会及び本種類株主総会においてそれぞれ承認され、本議案による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

なお、本議案に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式買取請求に係る会社法第 116 条及び第 117 条の規定がありますが、本定時株主総会において第 1 号議案ないし第 3 号議案が全て原案どおり承認可決され、かつ本種類株主総会において議案が原案どおり承認可決された場合、本定款一部変更等の一連の手続のうち の効力が発生することに伴い、会社法第 117 条第 2 項に基づく申立てが申立適格の喪失により不適法となるおそれがありますので、ご留意下さい。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、本定時株主総会において第 1 号議案及び第 3 号議案が原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において本議案と同内容の定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成 25 年 8 月 1 日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

本定時株主総会第 1 号議案による変更後の定款	追加変更案
第 2 章 株式  (新設)	第 2 章 株式 <u>(全部取得条項)</u> 第 5 条の 3 当社が発行する普通株式は、 <u>当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。</u>  <u>当社が前項の規定に従って普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式 1 株につき A 種種類株式を 0.000885 株の割合をもって交付する。</u>

## ・全部取得条項付普通株式の取得について

上記「 1 . ( 1 ) 変更の理由」においてご説明申し上げておりますとおり、当社は、本定款一部変更等を行うことにより、本非公開化手続を実施いたしたいと存じます。

本定時株主総会第 3 号議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうち を実施するものであり、当社は、会社法第 171 条並びに本定時株主総会第 1 号議案及び第 2 号議案による変更後の定款に基づき、本定時株主総会の承認を得て、当社が本件株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、次のとおり、取得対価として、本定時株主総会第 1 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」による変更後の定款により新たに発行することが可能となる当社 A 種種類株式を交付し、当社 A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる本件株主様に関し、1 株未満の端数処理を行います。

なお、本定時株主総会第 3 号議案が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会に先立って当該議案に反対する旨を当社に通知し、本定時株主総会において当該議案に反対した株主様及び本定時株主総会において議決権を行使することができない株主様は、会社法第 172 条の定めに基づき、裁判所に対して取得価格の決定の申立てを行うことができるものとされております。

### 1 . 全部取得条項付普通株式の取得の内容

#### ( 1 ) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条及び上記「 1 . 当社の定款の一部変更について」による変更後の定款に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日(下記( 2 )において定めます。)において、別途定める基準日(取得日の前日を基準日とすることを予定しております。)の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本件株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、当社 A 種種類株式を 0.000885 株の割合をもって交付いたします。

#### ( 2 ) 取得日

平成 25 年 8 月 1 日といたします。

#### ( 3 ) その他

全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、本定時株主総会第 1 号議案及び第 2 号議案がいずれも原案どおり承認可決されること、及び本種類株主総会において、本定時株主総会第 2 号議案と同内容の定款変更に係る議案が原案どおり承認可決されること、並びに本定時株主総会第 2 号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

### 2 . 当社 A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる本件株主様に関する 1 株未満の端数処理

上記のとおり、公開買付者以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社 A 種種類株式の数は、本非公開化手続が達成されるよう、1 株未満の端数となる予定です。このように交付される当社 A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従い、以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には金銭が交付されることとなります。

すなわち、当社では、上記のように全部取得条項付普通株式の対価として本件株主様に交付することになる当社 A 種種類株式の 1 株未満の端数につき、その合計数(会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の当社 A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて本件株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の定めるところに従い、裁判所の許可を得た上で、当社 A 種種類株式を公開買付者に対して売却することを

予定しております。

この場合の当社 A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本件株主様が所有する全部取得条項付普通株式の数に 74,000 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が本件株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

・ 上場廃止について

本定時株主総会において、第 1 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」、第 2 号議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」及び第 3 号議案「全部取得条項付普通株式の取得の件」がそれぞれ原案どおり承認可決され、本種類株主総会において、議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、当社の普通株式は、大阪証券取引所の J A S D A Q 市場における有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなりますので、当社の普通株式は、平成 25 年 6 月 27 日から平成 25 年 7 月 28 日の間、整理銘柄に指定された後、平成 25 年 7 月 29 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を証券取引所 J A S D A Q 市場において取引することはできません。

・ 本非公開化手続の日程の概要（予定）

本非公開化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本定時株主総会及び本種類株主総会招集に係る取締役会決議	平成 25 年 5 月 20 日（月）
本定時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 25 年 6 月 27 日（木）
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 27 日（木）
整理銘柄への指定	平成 25 年 6 月 27 日（木）
当社普通株式の売買最終日	平成 25 年 7 月 26 日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成 25 年 7 月 29 日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付に係る基準日	平成 25 年 7 月 31 日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成 25 年 8 月 1 日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式の交付の効力発生日	平成 25 年 8 月 1 日（木）

・ 支配株主との取引等に関する事項

上記「 ．全部取得条項付普通株式の取得について」に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めてはおりませんが、支配株主との取引に係る取引条件については、その取引内容及び条件の公正性を担保するために必要な措置を講じ、取締役会において慎重な検討を行い、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしております。

当社は、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成 25 年 2 月 4 日付当社プレスリリース「楽天株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」の「 3 ．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「( 3 ) 買付け等

の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置を講じた上で、本取得を含む本非公開化手続の実施を決定しており、本取得の対価として本件株主様に交付することになる当社 A 種種類株式の売却金額については、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本件株主様が所有する全部取得条項付普通株式の数に 74,000 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が本件株主様に交付されるような価格に設定することを予定しています。

さらに、利益相反を回避するための措置として、当社の取締役のうち公開買付者の執行役員を兼務する安藤公二氏及び岩尾貴幸氏の 2 名については、本日開催の当社取締役会における本取得を含む本定款一部変更等に関する議案の審議及び決議に参加しておりません。他の取締役 4 名のうち、公開買付者の経理部長を兼務する大塚年比古氏については、取締役会の定足数を確実に充足する観点から、本取得を含む本定款一部変更等に関する本日開催の当社取締役会に出席しておりますが、決議につきより公正性を保つ観点から、本取得を含む本定款一部変更等に関する取締役会において一切発言せず、決議においては棄権しているほか、取締役会への出席を除き、当社の立場において本取得を含む本定款一部変更等に関する検討に参加しておりません。なお、上記取締役会における上記議案の審議及び決議については、公開買付者の執行役員を兼務する安藤公二氏及び岩尾貴幸氏 2 名を除く出席取締役 4 名のうち、上記のとおり決議につきより公正性を保つ観点から棄権した大塚年比古氏を除く出席取締役 3 名が全員一致で、本取得を含む本定款一部変更等に係る議案を本定時株主総会及び本種類株主総会に付議する旨を決議しており、また、当社の監査役につきましては、監査役山下孝治氏が所用により欠席しているものの、山下孝治氏を除く 2 名が審議に参加し、その全員が、当社取締役会が上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

また、当社取締役会は、公開買付者及び当社から独立した第三者委員会より平成 25 年 2 月 4 日付で、本公開買付けを含む本取引の目的、交渉過程の手続、本公開買付けにおける公開買付価格の公正性、本公開買付けを含む本取引による企業価値向上の観点等（本公開買付け後に予定されているいわゆる二段階目の買収における対価の公正性の観点を含む。）から、当社の取締役会が、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、当社普通株式に関しては、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨、及び本新株予約権に関しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の所有者の皆様が判断に委ねる旨の決議を行うことは一般株主にとって不利益でない旨の答申書の提出を受けております。なお、上記のとおり、当社は、本公開買付けに対する意見の表明に先立ち、本公開買付け後に本取得を含む本非公開化手続が行われる予定であることを前提に第三者委員会から上記答申書を取得しておりますので、本取得に際し、支配株主との間に利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

以 上